

べつきよかんごもうしたてしよ
別居監護申立書

しじょうなわてしちやう

四條畷市長 あて

1. 別居している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）

別居している児童の名前	生年月日	住 所
(フリガナ)	ねん がつ 日にち 年 月 日	個人番号 □ 同上
(フリガナ)	ねん がつ 日にち 年 月 日	個人番号 □ 同上
(フリガナ)	ねん がつ 日にち 年 月 日	個人番号 □ 同上

2. 別居している児童の属する世帯について

世帯主の氏名	児童からみた世帯主の続柄

3. 児童と同居していない理由

- 受給者（申請者）の就労のため 児童の就学のため 新居購入のため
 離婚協議中（当事者間の話し合い・調定中・裁判中）
 その他（具体的に： _____）

4. 児童を監護している事実について

- ・ 児童の生活費等を送金している（月 _____ 万円 ・ なし）
 面会を行っている（月 _____ 回） 電話、メールなどの連絡（月 _____ 回）
 健康保険の被扶養者になっている おおよそ _____ ヶ月後に同居予定

上記の児童とは別居していますが、監護し、かつ生計同一であることに相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住所 四條畷市 _____

氏名 _____
連絡先（電話） _____

<配偶者の同意確認>

申立の通り配偶者である児童手当の請求者が児童を監護し、かつ生計が同一であることに相違ありません。なお、私は、児童手当の認定請求はしません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住所 _____

氏名 _____
連絡先（電話） _____

※ 電話で確認をさせて頂く事がありますので、必ず昼間に連絡がつく連絡先を記入してください。

※ 字は、楷書ではっきり書いてください。裏面の注意書きをよく読んで申立してください。

※ 署名に代えて、記名・押印することができます。

処理欄	区 分	被用者	非被用者	特例	資 料	1. 別居監護申立書	□ 番号確認 ()
	認定番号						2. 情報連携（世帯構成員の確認）

処理欄は記入しないでください

【令和4年児童手当】

べつきよかんご もうしたて ちゅういじこう
<別居監護の申立をするにあたっての注意事項>

1. りこんきょうぎ ちゅうとう べつきよ ばあい どうきよ ふ ぼ ゆうせん ばあい
離婚協議中等による別居の場合は、同居の父母が優先される場合があります。
2. にほんこくない じゅうしょ ゆう ふ ぼ どう せいけい い じ ちゅうがっこう
日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している中学校
しゅうりょうまえ じどう どうきよ ひと じどうてあて じゅきゅう ばあい
修了前の児童と同居している人については、児童手当を受給できる場合
あります。詳しくは、お問い合わせください。
3. じどう じどうふくししせつ にゆうしょ ばあい さとおやとう いたく あず
児童が児童福祉施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けら
れている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当を支給
します。あらかじめ確認をして申立をしてください。

ようご ていぎ
(用語の定義)

1. かんご じどう せいかつ つうじょうひつよう かんとく ほ ご おこな
「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行って
ると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることを
いいます。きんむ しゅうがく りょうようとう じじょう じどう よういくしゃ ききよ とも
勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居を共に
していない場合であっても、げん かんとく ほ ご おこな みと かぎ
現に監督、保護を行っていると認められる限り
においては、かんご ようけん み と あつか
「監護」の要件を満たしていると取り扱います。
2. せいけい どういつ じどう よういくしゃ あいだ せいかつ いったいせい
「生計が同一である」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があること
をいいます。きんむ しゅうがく りょうようとう じじょう べつきよ にちじょう ききよ とも
勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共
にしていないが、べつきよ じじょう しょうめつ ふたた ききよ とも
別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすると認め
られ、かつ、じどう よういくしゃ あいだ せいかつひ がくしきん りょうようひどう そうきん けいぞくてき
児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的
に行われている場合は、おこな ばあい せいけい どういつ ふたた ききよ とも
「生計が同一である」ものとし、再び起居を共
にするとは、あら う じじょう べつ げんそく じゅうぜんどうきよ
新たに生まれた児童は別として、原則として従前同居しており、
ふたた どうきよ みと ばあい
再び同居すると認められる場合をいいます。